

宿泊税・駐車場利用税の条例の制定について



the most beautiful
villages in japan

美瑛町
北海道

目次

はじめに

1. 宿泊税・駐車場利用税を導入する理由
2. 財源のイメージ
3. 宿泊税条例の主な内容①
4. 宿泊税条例の主な内容②
5. 宿泊税条例の主な内容③
6. 宿泊税の納入等事務の流れ
7. 駐車場利用税条例の主な内容①
8. 駐車場利用税条例の主な内容②
9. 駐車場利用税条例の主な内容③
10. 駐車場利用税の納入等事務の流れ
11. 税収見込額と使途

はじめに

観光振興の財源検討委員会からの提言を受け、提言書に関するパブリックコメントや懇談会、町外者に向けたアンケートなどを実施しました。

これまでの意見を踏まえ、来訪者による財政需要の増加に対応すべく原因者課税の法定外普通税として、宿泊税と駐車場利用税の条例制定に向けた取り組みを進めています。

両税の考え方と条例概要について皆さんの意見をお聞かせください。

1. 宿泊税・駐車場利用税を導入する理由

【目的】

持続可能な観光目的地として、本町の地域資源を維持するための恒常的かつ安定的な自主財源を確保するために導入するものです。

【理由】

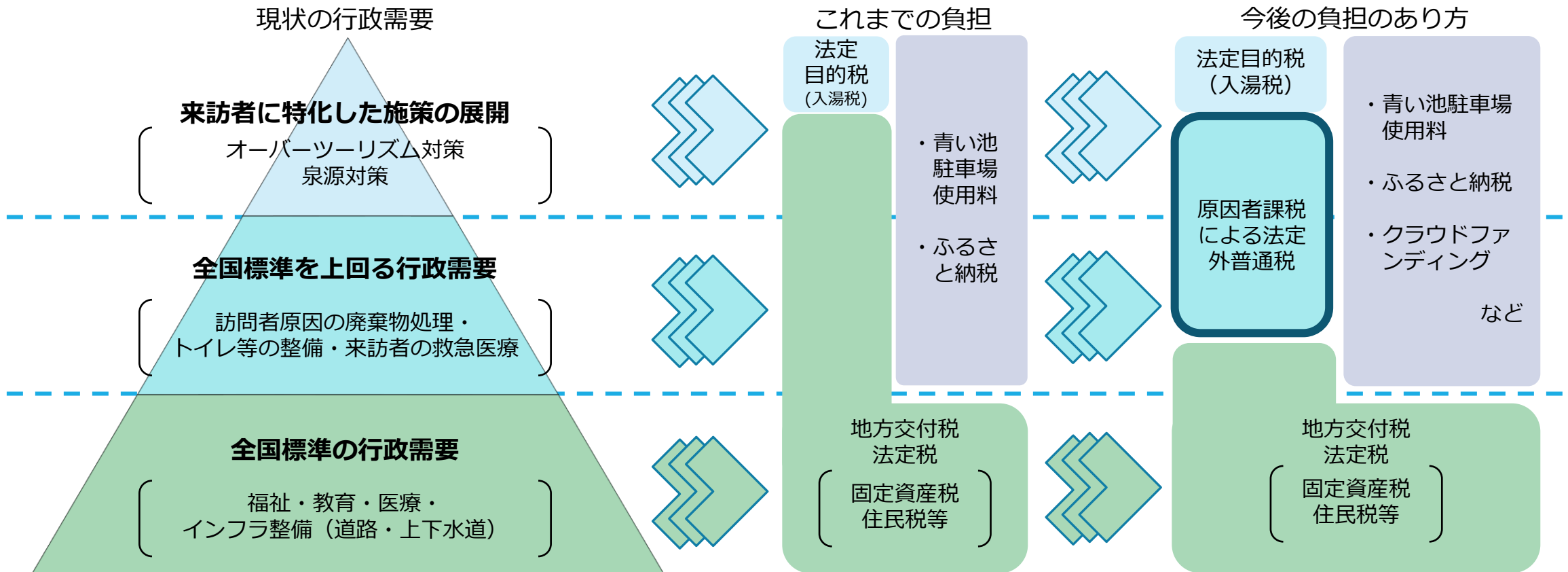
本町は、雄大な十勝岳連峰の山々を望み、四季折々の彩り豊かな自然景観、農業景観や農産物等の恵まれた資源を活用し、観光目的地として多くの人々に親しまれており、札幌から自家用車・JR利用で約2時間30分、旭川から約40分、東京からは羽田空港・旭川空港経由で約2時間30分と交通アクセスの利便性が高いことから、年間200万人を超える来訪者が観光を楽しまれています。

こうした中で、上下水道、道路といったインフラ維持管理や廃棄物処理、救急医療などの地域住民の生活基盤としての経費に上乗せされている来訪者増加による経費についても町と町民が負担してきました。また、来訪者増加に伴う渋滞発生や、私有地への無断侵入といったオーバーツーリズムによる新たな観光課題の解決に向けた費用負担も生じています。

町はこれまで、地方交付税や各種補助事業等を活用した財政運営によってこうした費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者に負担を求めていく必要があります。

今回の美瑛町宿泊税、駐車場利用税導入は、地域住民と来訪者にとって満足度の高い、持続可能な観光目的地を実現するために必要な財源を安定的に確保するために行うものです。

2. 財源のイメージ



※財源は記載以外の税目、利用料、補助金等もありますが、簡易な表示としています。

3. 宿泊税条例の主な内容①

【概要】

第1条(趣旨)、第2条(課税の根拠)、第3条(定義)

多くの来訪者によって発生し又は増大する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として宿泊税を課します。

【課税標準・税率】

第4条(納付義務者)、第5条(課税免除)、第6条(税率)

美瑛町内における旅館業、住宅宿泊事業での宿泊行為を課税標準とし、宿泊者1人1泊につき200円の税率を課します。
なお、町民については課税対象外とし、学校等が主催する修学旅行の行事等で宿泊する場合の参加者及び引率者については、課税免除対象とします。

【徴収方法】

第7条(徴収の方針)、第8条(特別徴収義務者)、第9条(特別徴収義務者の申告等)、第10条(納税管理人)

旅館業、住宅宿泊事業の経営者が宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、所定の時期に美瑛町に納入する「特別徴収」の方法とします。

なお、特別徴収義務者が町内に事務所等を有しない場合は、申告・納入事務を行う納税管理人を設定していただきます。

4. 宿泊税条例の主な内容②

【納入】

第11条(申告納入)、第12条(不足金額等の納入)

特別徴収義務者は、毎月指定の日までに前月の1日から同月末日までに徴収すべき宿泊件数及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、納入金を納めます。なお、規則で定める金額以下の納入額となる場合は、4半期に1回の納入を認めます。

また、納入申告がなかった場合や納入後に確定した額が適正でなかった場合には、町が納入金額を確定し加算金とともに納期までに納入していただきます。

【免除】

第13条(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

天災その他特別の事情がある場合において、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税を受けることができなくなったことについて、正当な理由があると認められる場合に限り、宿泊税を免除することができます。

5. 宿泊税条例の主な内容③

【帳簿等の記載・保存義務】

第14条(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに宿泊税に係る帳簿や売上傳票の記載及び保存をする必要があります。

【税関連の規定】

第15条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

徴税吏員における夜間執行が行えるよう定めています。

【罰則規定】

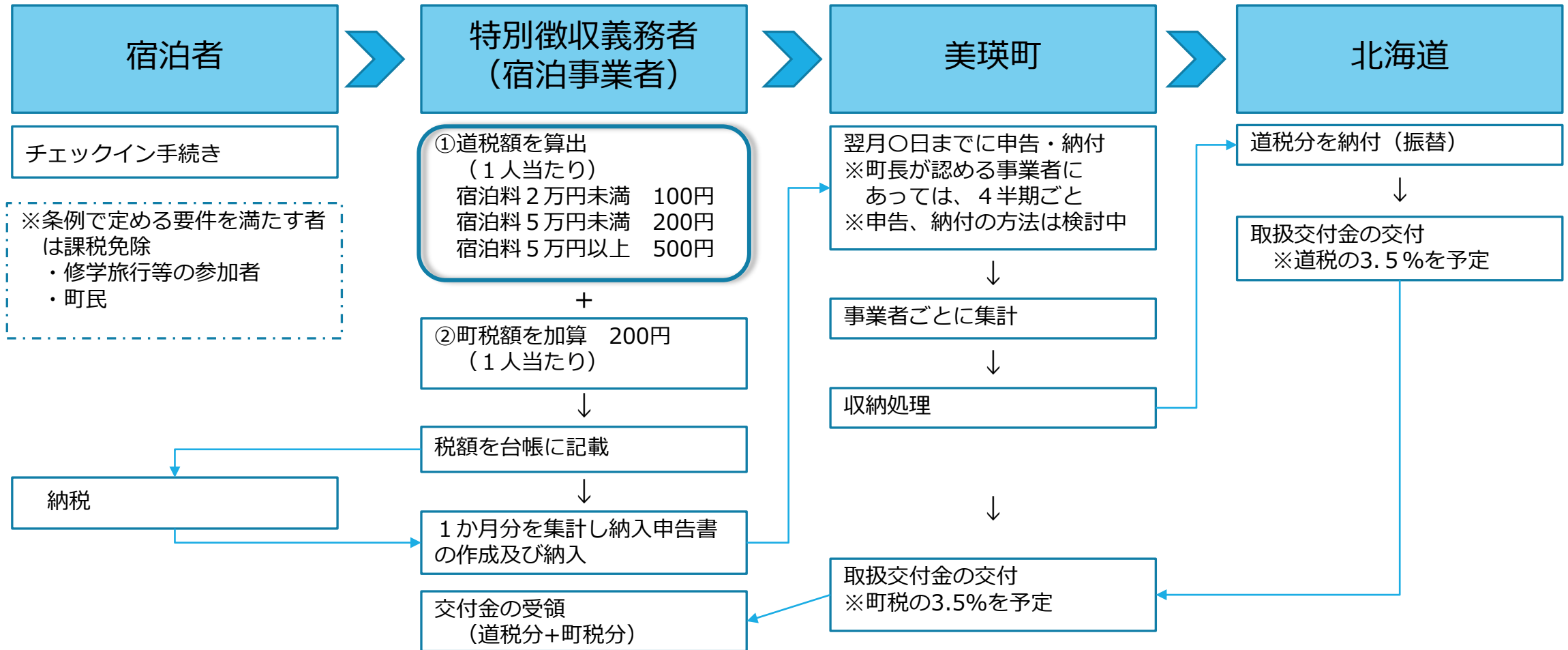
第16条(納税管理人に係る不申告等に関する過料)、第17条(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

宿泊税の適正かつ公平な課税を実効性のあるものとするため、次の場合について罰則を設けます。

- ・特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の設定及び申告をしなかった場合
- ・特別徴収義務者が、帳簿等の記載及び保存義務に違反した場合

6. 宿泊税の納入等事務の流れ

＜令和8年4月導入予定の北海道の宿泊税が施行され町が徴収委託を受けた場合＞



7. 駐車場利用税条例の主な内容①

【概要】

第1条(趣旨)、第2条(課税の根拠)、第3条(定義)

多くの来訪者によって発生し又は増大する行政需要に対応するため、地方税法第5条第3項の規定に基づき、法定外普通税として駐車場利用税を課します。

【課税標準・税率】

第4条(納付義務者)、第5条(課税免除)、第6条(税率)

駐車場を利用する運転手(事業従事車両の場合は運行事業者)が、駐車場へ進入する行為に対して、二輪自動車200円、普通・小型・軽自動車500円、大型自動車4,000円の税率を課します。

なお、緊急車両や駐車場及び周辺区域の管理運営車両、事業に従事していない町民が運転する車両は課税対象外とし、学校等が主催する修学旅行の行事等で駐車する場合は、課税免除対象とします。

(※駐車場利用料は別に必要となります。二輪自動車100円、普通・小型・軽自動車500円、大型自動車2,000円)

【徴収方法】

第7条(徴収の方針)、第8条(特別徴収義務者)、第9条(特別徴収義務者の申告等)、第10条(納税管理人)

駐車場を営む事業者が駐車場利用税を徴収し、所定の時期に美瑛町に納入する「特別徴収」の方法とします。

なお、特別徴収義務者が町内に事務所等を有しない場合は、申告・納入事務を行う納税管理人を設定していただきます。

8. 駐車場利用税条例の主な内容②

【納入】

第11条(申告納入)、第12条(不足金額等の納入)

特別徴収義務者は、毎月指定の日までに前月の1日から同月末日までに徴収すべき駐車場利用件数及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、納入金を納めます。

また、納入申告がなかった場合や納入後に確定した額が適正でなかった場合には、町が納入金額を確定し加算金とともに納期までに納入します。

【免除】

第13条(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

特別徴収義務者が駐車場利用税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した駐車場利用税を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、その駐車場利用税額の納入の義務を免除することとします。

9. 駐車場利用税条例の主な内容③

【帳簿等の記載・保存義務】

第14条(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

特別徴収義務者は、駐車場施設ごとに駐車場利用税に係る帳簿や売上伝票の記載及び保存する必要があります。

【税関連の規定】

第15条(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

徴税吏員における夜間執行が行えるよう定めています。

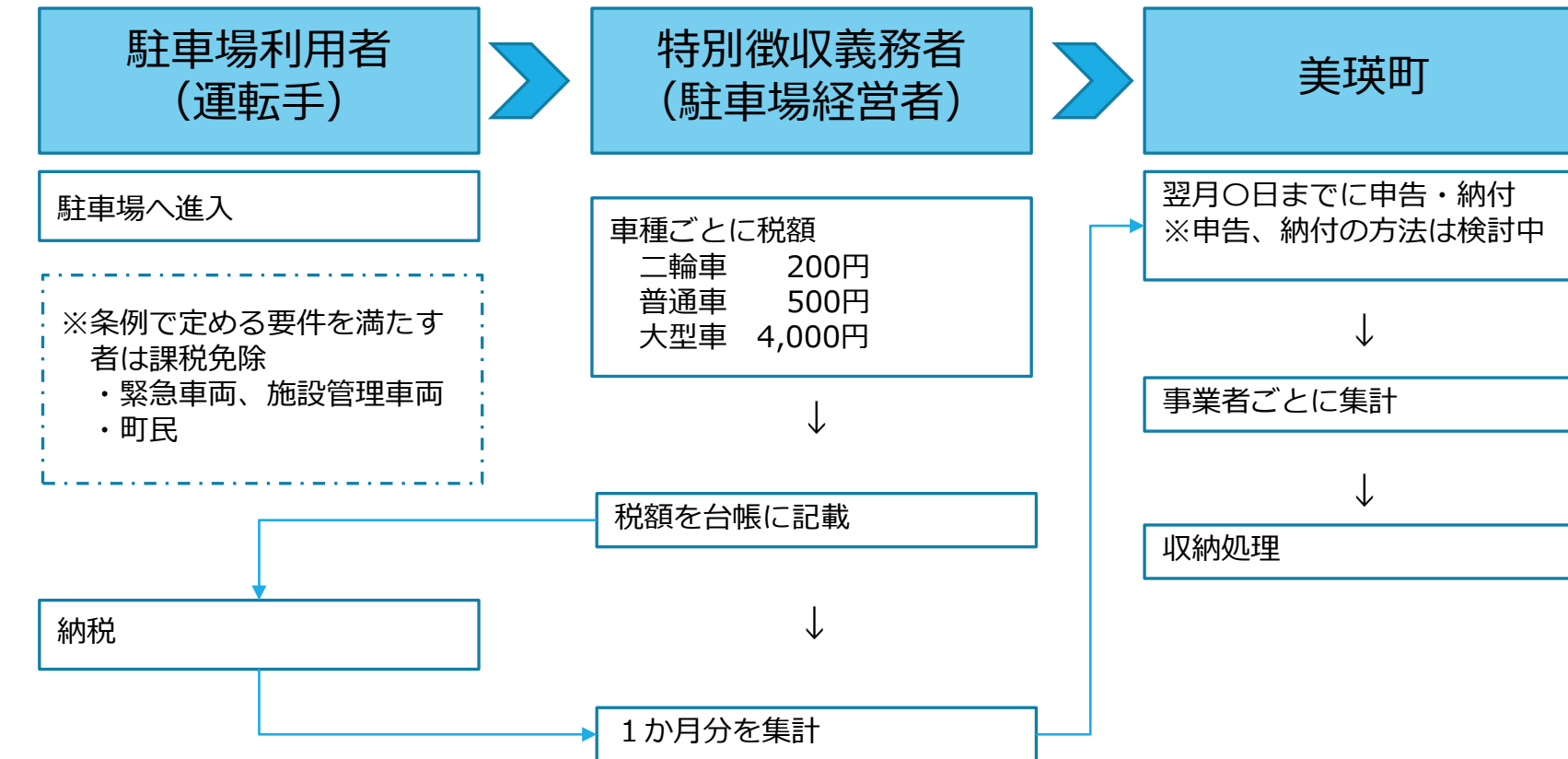
【罰則規定】

第16条(納税管理人に係る不申告等に関する過料)、第17条(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

駐車場利用税の適正かつ公平な課税を実効性のあるものとするため、次の場合について罰則を設けます。

- ・特別徴収義務者が、正当な理由なく納税管理人の設定及び申告をしなかった場合
- ・特別徴収義務者が、帳簿等の記載及び保存義務に違反した場合

10. 駐車場利用税の納入等事務の流れ



1 1. 税収見込額と使途

(1) 宿泊税の税収見込額

本町の宿泊数は、平成27～31年度平均では26万6千人であったものの、新型コロナウイルス感染症による影響から「宿泊しない観光」へと旅行ニーズが変容し、大きく落ち込みました。近年は回復傾向にあり、令和5年度実績では15万8千人となっています。このため、令和6年度の宿泊推計である16万人を基準として試算を行いました。

税収見込み額 宿泊数160千泊 × 1人1泊200円 = 32,000千円

(2) 駐車場利用税の税収見込額

本町の観光入込数は、平成31年度に過去最高となる24万9千人となりましたが、新型コロナウイルス感染症によって大きく落ち込みました。近年は回復傾向にあって令和5年度実績は23万7千人となり、コロナ禍前の水準となりつつあります。このため、令和5年度の白金青い池駐車場入込台数を基準として、税収試算を行いました。

税収見込み額	二輪車	9千台	×	200円	=	1,800千円		
	普通車	283千台	×	500円	=	141,500千円	計	207,300千円
	大型車	16千台	×	4,000円	=	64,000千円		

(3) 税収の使途

使用目的の制限を受ける法定目的税ではなく、法定外普通税として賦課した税収は、オーバーツーリズム対策や新たな観光課題の解決に向けた来訪者に特化した施策の展開はもちろん、来訪者に要する全国標準を上回る行政需要や本町の基幹産業であり観光資源でもある農業施策に活用します。

なお、来訪者に特化した施策の展開については、本町での観光がより良いものとなるよう、来訪者、宿泊・観光事業者、農業者等からの意見を取り入れながら決定するとともに、特別徴収義務者となる宿泊事業者が行う事務負担軽減に必要な支援経費に充当します。